

貸出金

■ 貸出金の種類別残高

● 期末残高

(単位：百万円)

種 類	平成18年9月期			平成19年9月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
貸出金	割引手形	13,167	—	13,167	12,511	—	12,511
	形貸付	23,888	—	23,888	22,422	—	22,422
	証書貸付	235,353	—	235,353	245,355	—	245,355
	当座貸越	15,500	—	15,500	17,891	—	17,891
	合 計	287,909	—	287,909	298,180	—	298,180

● 平均残高

(単位：百万円)

種 類	平成18年9月期			平成19年9月期			
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計	
貸出金	割引手形	13,349	—	13,349	12,047	—	12,047
	形貸付	22,550	—	22,550	21,714	—	21,714
	証書貸付	231,983	—	231,983	243,266	—	243,266
	当座貸越	16,183	—	16,183	17,521	—	17,521
	合 計	284,065	—	284,065	294,549	—	294,549

■ 貸出金の残存期間別残高（期末残高）

(単位：百万円)

貸 出 金	期間 期別	期間						合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	
貸 出 金	平成18年9月期	47,116	30,568	43,591	31,295	119,837	15,500	287,909
	平成19年9月期	48,970	35,004	47,158	32,937	116,217	17,891	298,180
うち変動金利	平成18年9月期		9,201	16,640	16,918	81,106	—	
	平成19年9月期		10,436	15,893	17,392	60,400	518	
うち固定金利	平成18年9月期		21,366	26,950	14,376	38,731	15,500	
	平成19年9月期		24,568	31,264	15,545	55,816	17,373	

(注) 残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

■ 貸出金および支払承諾見返額の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金	支払承諾見返額	貸出金	支払承諾見返額
有 価 証 券	312	0	306	—
債 権	47	—	1	—
商 品	—	—	—	—
不 動 産	80,224	308	79,523	290
そ の 他	7,694	23	7,128	41
(小 計)	(88,278)	(331)	(86,959)	(331)
保 証 用	111,815	—	110,942	—
信 用	87,816	223	100,279	275
合 計	287,909	554	298,180	606
(うち劣後特約貸出金)	(—)	—	(—)	—

貸出金使途別内訳

(単位：百万円・%)

区 分	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	121,029	42.04	122,161	40.97
運 転 資 金	166,880	57.96	176,019	59.03
合 計	287,909	100.00	298,180	100.00

業種別貸出状況

(単位：件・百万円・%)

業 種 別	平成18年9月30日			平成19年9月30日		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
国 内 店 分 (除く特別国際金融取引勘定分)	29,628	287,909	100.00	29,625	298,180	100.00
製 造 業	1,152	20,268	7.04	1,174	19,541	6.55
農 業	23	230	0.08	24	214	0.07
林 業	1	0	0.00	1	0	0.00
漁 業	6	59	0.02	7	84	0.03
鉱 業	11	1,000	0.35	12	2,470	0.83
建 設 業	2,320	32,204	11.19	2,466	35,428	11.88
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	1	2,000	0.67
情 報 通 信 業	71	1,310	0.46	81	1,234	0.41
運 輸 業	237	8,531	2.96	254	8,834	2.96
卸 売 ・ 小 売 業	2,326	30,786	10.69	2,337	31,247	10.48
金 融 ・ 保 険 業	109	20,373	7.08	99	20,294	6.81
不 動 産 業	754	40,139	13.94	802	41,886	14.05
各 種 サ ー ビ ス 業	3,307	41,395	14.38	3,396	41,586	13.95
地 方 公 共 団 体	6	11,502	3.99	6	13,594	4.56
そ の 他	19,305	80,107	27.82	18,965	79,762	26.75
海外店分及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—	—	—
政 府 等	—	—	—	—	—	—
金 融 機 関	—	—	—	—	—	—
商 工 業	—	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	29,628	287,909	100.00	29,625	298,180	100.00

中小企業等向け貸出

(単位：件・百万円・%)

区 分	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出先数	金 額	貸出先数	金 額
総貸出金残高(A)	29,628	287,909	29,625	298,180
中小企業等貸出金残高(B)	29,597	265,680	29,585	269,037
総貸出に占める比率(B/A)	99.89	92.27	99.86	90.22

(注) 中小企業等とは資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

個人ローン

(単位：百万円)

区 分	平成18年9月30日	平成19年9月30日
個 人 ロ ー ン	54,470	54,387
うち住宅ローン	33,021	32,947

特定海外債権残高

- 平成18年9月期 該当ありません。
- 平成19年9月期 該当ありません。

■ 預貸率（貸出金の預金に対する比率）

(単位：%)

	平成18年9月期			平成19年9月期		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
期末預貸率	79.15	—	79.14	76.73	—	76.70
期中平均預貸率	79.43	—	79.41	77.65	—	77.63

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおります。

■ 1店舗および従業員1人当たり貸出金（平均残高）

	平成18年9月期	平成19年9月期
営業店舗数(店)	41	41
1店舗当たり貸出金(百万円)	6,928	7,184
従業員数(人)	503	519
従業員1人当たり貸出金(百万円)	563	566

■ 貸倒引当金残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	平成18年度中間期末				平成19年度中間期末			
	期首残高	期中増加高	期中減少高	期末残高	期首残高	期中増加高	期中減少高	期末残高
一般貸倒引当金	1,997	1,927	1,997	1,927	1,900	1,744	1,900	1,744
個別貸倒引当金	2,292	421	930	1,783	2,024	502	1,128	1,398
うち非居住者向け債権分	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	4,290	2,348	2,927	3,710	3,925	2,246	3,029	3,142

■ 貸出金償却額

(単位：百万円)

平成18年9月期	平成19年9月期
0	0

■ 金融再生法に基づく開示債権

(単位：百万円)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	危険債権	要管理債権	合計
平成18年9月30日	5,013	4,207	4,457	13,677
平成19年9月30日	5,075	3,464	3,439	11,980

(注) 資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
- 危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
- 要管理債権 3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権。
- 正常債権 債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権。
なお、平成18年9月期の正常債権額は275,026百万円、平成19年9月期の正常債権額は287,091百万円であります。

■ リスク管理債権

(単位：百万円)

	破綻先債権	延滞債権	3ヵ月以上延滞債権	貸出条件緩和債権	合計
平成18年9月30日	864	8,283	—	4,457	13,604
平成19年9月30日	653	7,847	—	3,439	11,941

- (注) 1. 破綻先債権 元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金。
2. 延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3. 3ヵ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないもの。
4. 貸出条件緩和債権 債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないもの。